

津環社高第 6 8 6 2 号
平成 2 5 年 3 月 1 8 日
一部改正津環社高第 3 0 5 8 号
平成 2 5 年 9 月 2 7 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様

津山市長 宮地 昭範
(公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号並びに第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による「津山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 2 4 年津山市条例第 4 4 号。以下「介護基準条例」という。）並びに法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項の規定による「津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 2 4 年津山市条例第 4 5 号。以下「予防基準条例」という。）を公布し、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行しました。

本日、介護基準条例及び予防基準条例（以下「介護基準条例等」という。）の一部を改正する条例を公布し、施行したところです。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2 に定めるもののほか、介護基準条例等の運用に当たっては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 1 8 年 3 月 1 4 日厚生労働省令第 3 4 号。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 1 8 年 3 月 1 4 日厚生労働省令第 3 6 号。）の運用のために発出された「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 1 8 年 3 月 3 1 日付け老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号。以下「基準省令解釈通知」という。）並びにその他厚生労働大臣から発出された各種通知及び Q&A 並びにこれらに関連して岡山県から発出された通知を準用し、地域密着型サービス事業者は適正に事業運営を行ってください。

2 本市独自基準についての運用

介護基準条例等において本市独自に盛り込まれた基準については、市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定地域密着型サービス事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営してください。

(別紙)

第1 指定の要件

(介護基準条例第4条、予防基準条例第4条)

指定の申請者は、個人ではなく法人でなければならない。法人であれば、その形態は問わない。

第2 地域密着型介護サービス

1 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護含む)

(1)内容及び手続の説明及び同意

(介護基準条例第10条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第25条第2項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある者を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや本市介護保険担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第33条第5項)

従業員の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(4) 地域との連携等に規定する介護サービスの地域への事業展開

(介護基準条例第40条第4項)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、その設置者又は登録を受けた者が同一の建物(以下「特定建物」という。)に居住する当該介護サービスの利用者の数が、総利用者の過半数を超えてはならないとしたものである。

特定建物に居住する利用者が総利用者数の大半を占め、特定建物以外に居住する者の利用

を妨げないとともに、いわゆる「囲い込み」を禁止する趣旨である。このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置者又は登録を受けた者が別の者であっても、その運用が一体的に行われている場合は、条例の趣旨を考慮し同様に扱うものとする。

特定建物に居住する者の利用を一切禁止するものではないが、地域密着型サービスの趣旨を鑑み、過半数を超えないとしても利用者が特定建物に居住する者に偏らないよう努めなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第43条第2項)

各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、入所者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入所者との契約が継続している間において、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第3の1の4の(11)の、(16)の、(25)の、(26)の及び(27)の「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

2 夜間対応型訪問介護

(1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第52条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第57条第5項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第59条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の2の4の(2)の及び(8)で準用する第3の1の4の(11)の、(25)の及び(27)の「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」と

する。

(4) 準用

(介護基準条例第60条)

準用の規定により、1の(1)を参照すること。

3 認知症対応型通所介護(単独型指定認知症対応型通所介護、併設型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定認知症対応型通所介護)

(1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第71条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第75条第4項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 非常災害対策

(介護基準条例第77条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(本市全体・当該事業所の所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるよう努めることとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、

実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に本市防災担当課や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第80条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の三の3の(3)の及び(10)で準用する第3の一の4の(1)の、(25)の及び(27)の「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(5) 準用

(介護基準条例第81条)

準用の規定により、1の(1)を参照すること。

4 小規模多機能型居宅介護

(1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第93条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 介護等に規定する地産地消

(介護基準条例第98条第4項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事にすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(3) 非常災害対策

(介護基準条例第103条)

認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、3の(3)を参照すること。

(4) 地域との連携等に規定する介護サービスの地域への事業展開

(介護基準条例第106条第5項)

特定建物^(*)に居住する当該介護サービスの登録者の数が、登録定員の過半数を超えてはならないとしたものである。

特定建物に居住する登録者が登録定員の大半を占め、特定建物以外に居住する者の利用を妨げないとともに、いわゆる「囲い込み」を禁止する趣旨である。このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置者又は登録を受けた者が別の者であっても、その運用が一体的に行われている場合は、条例の趣旨を考慮し同様に扱うものとする。

特定建物に居住する者の利用を一切禁止するものではないが、地域密着型サービスの趣旨を鑑み、過半数を超えないとしても利用者が特定建物に居住する者に偏らないよう努めなければならない。

() 特定建物の定義は、第2の1の(4)を参照すること。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第108条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の四の4の(5)の、(6)の、(9)の、(18)の及び(19)で準用する第3の一の4の(11)の、(25)の及び(27)の「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(6) 準用

(介護基準条例第109条)

準用の規定により、1の(1)及び3の(2)を参照すること。

5 認知症対応型共同生活介護

(1) 取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第118条第8項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 介護等に規定する地産地消

(介護基準条例第120条第4項)

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、4の(2)を参照すること。

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第124条第4項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第128条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の五の4の(2)の、(4)の、(5)の及び(12)で準用する第3の一の4の(25)の及び(27)並びに第3の四の4の(18)のの「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(5) 準用

(介護基準条例第129条)

準用の規定により、1の(1)及び4の(3)を参照すること。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) 取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第139条第7項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第147条第5項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第149条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の六の3の(4)の、(6)、(7)、(12)の及び(14)で準用する第3の一の4の(25)の及び(27)並びに第3の四の4の(18)のの「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(4) 準用

(介護基準条例第150条)

準用の規定により、3の(3)を参照すること。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護含む)

(1) 食事に規定する地産地消

(介護基準条例第161条第3項、第185条第5項)

小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、4の(2)を参照すること。

(2) 社会生活上の便宜の提供等に規定するレクリエーション

(介護基準条例第163条第1項、第186条第1項)

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(3) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第163条第3項、第186条第3項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(介護基準条例第170条第4項、第188条第5項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第177条第2項、第190条が準用する第177条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の七の4の(2)、(4)の及び(22)で準用する第3の一の4の(18)の及び(25)の「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(6) 準用

(介護基準条例第178条、第190条)

準用の規定により、1の(1)及び3の(3)を参照すること。

8 複合型サービス

(1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(介護基準条例第198条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(介護基準条例第202条第2項)

定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第3の八の4の(2)の、(4)の及び(7)で準用する第3の一の

4の(11)の、(25)の及び(27)並びに第3の三の4の(6)の及び(18)のの「2年間」は、介護基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(介護基準条例第203条)

準用の規定により、1の(1)、3の(2)、4の(2)(3)及び(4)を参照すること。

第3 地域密着型介護予防サービス

1 介護予防認知症対応型通所介護(単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護)

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(予防基準条例第12条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(予防基準条例第29条第4項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、高齢者虐待防止法の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

(3) 非常災害対策

(予防基準条例第31条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(本市全体・当該事業所の所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和23年法律

第186号)第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に本市防災担当課や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(4) 記録の整備に規定する保存年限

(予防基準条例第41条第2項)

各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第4の三の1の(2)の「2年間」は、予防基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(5) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用

(予防基準条例第43条第2項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある者を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや本市介護保険担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう

に配慮しなければならない。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

(1) 非常災害対策

(予防基準条例第60条)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(2) 地域との連携等に規定する介護サービスの地域への事業展開

(予防基準条例第63条第5項)

特定建物^(*)に居住する当該介護サービスの登録者の数が、登録定員の過半数を超えてはならないとしたものである。

特定建物に居住する登録者が登録定員の大半を占め、特定建物以外に居住する者の利用を妨げないとともに、いわゆる「囲い込み」を禁止する趣旨である。このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置者又は登録を受けた者が別の者であっても、その運用が一体的に行われている場合は、条例の趣旨を考慮し同様に扱うものとする。

特定建物に居住する者の利用を一切禁止するものではないが、地域密着型サービスの趣旨を鑑み、過半数を超えないとしても利用者が特定建物に居住する者に偏らないよう努めなければならない。

() 特定建物の定義は、第2の1の(4)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(予防基準条例第65条第2項)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

基準省令解釈通知第4の三の2の(2)の「2年間」は、予防基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(4) 準用

(予防基準条例第66条)

準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(予防基準条例第68条第2項)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

(6) 介護等に規定する地産地消

(予防基準条例第69条第4項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事にすることでサービスの質の向上を求めるものである。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

(1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(予防基準条例第82条第4項)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 記録の整備に規定する保存年限

(予防基準条例第86条第2項)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

基準省令解釈通知第4の三の3の(2)の「2年間」は、予防基準条例の規定に従い、「5年間」とする。

(3) 準用

(予防基準条例第87条)

準用の規定により、1の(1)及び2の(1)を参照すること。

(4) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(予防基準条例第89条第2項)

介護予防認知症対応型通所介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

(5) 介護等に規定する地産地消

(予防基準条例第90条第4項)

介護予防小規模多機能型居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、2の(6)を参照すること。